

## 理事会の人事に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、定款第23条及び第24条並びに定款施行細則第26条に基づき、理事会の人事について定めるものである。

(理事長の選出)

第2条 理事長の互選は、理事の選挙がなされた社員総会の終了後、速やかに理事会を開催してこれを行うものとする。理事会は、事務局長が議長となる。

- 2 前項の理事会において、理事から推薦があった者を理事長候補者とする
- 3 理事長候補者は、選挙に先立って口頭による所信表明を行う。
- 4 理事長候補者が複数の時は次項に規定する選挙によって理事長を選出する。但し、理事長候補者が単数の場合は信任投票を行う。
- 5 理事長選出選挙は、以下の手続きによる。
  - (1) 出席の理事全員による単記無記名投票を行う。
  - (2) 開票は事務局長及び事務局員が行い、監事が立会人となる。開票の結果は事務局長が理事会に報告する。
  - (3) 第1回投票で出席理事総数の過半数の得票のあった者を当選とする。それに該当する者がいない時は、上位2名について決選投票を行い、有効投票の過半数の得票を得た者を当選とする。同数の場合は監事の立ち会いのもとで当該理事長候補者が抽選を行い決する。
- 6 第4項但し書きによる信任投票は前項第1号及び第2号の手続きに準じて行い、有効投票の過半数の得票をもって信任とする。
- 7 第5項及び第6項による投票において、白票及び候補者が判別できない票は無効票とする。

(副理事長の選出)

第3条 副理事長の互選は、理事長の互選に引き続いて行う。理事長選出後は、理事長が議長となる。

- 2 理事(理事長を含む)から推薦のあった者を副理事長の候補者とする。候補者が副理事長の定員(5名)を超える時は、次の手続きで選挙を行う。但し、候補者が定員以内の場合は、信任投票を行う。
- 3 副理事長選出選挙は、以下の手続きによる。
  - (1) 出席の理事(理事長を含む)全員による5名連記の投票を行う。
  - (2) 開票は事務局長及び事務局員が行い、監事が立会人となる。開票の結果は事務局長が議長に報告し、議長から理事会に報告する。
  - (3) 有効投票の得票数の多い者から5人を当選とする。5人目の得票が同数の場合は、監事の立ち会いのもとで当該候補者が抽選を行い決定する。
- 4 第2項但し書きによる信任投票は、以下の手続きによる。
  - (1) 出席の理事(理事長を含む)全員により、候補者個々につき賛否の投票を行い、有効投票の過半数の得票をもって信任とする。
  - (2) 開票手続きは前項(2)の手続きに準ずる。

- 5 第3項及び第4項による投票において、白票及び候補者が判別できない票は無効票とする。但し、投票用紙への記入は1名のみでも有効票とし、一人の候補者の名前も記入していない投票用紙を白票とする。
- 6 開票の結果、有効投票の過半数未滿または同数の票を獲得した最下位の候補者が複数いた場合は、その者を対象に再度投票を行い、再び同数となった時は、当該候補者による抽選により決する。

(業務執行理事会)

第4条 副理事長は理事長を補佐し、日常の会務を処理するため、日常的に会務を分掌する。

- 2 理事長は、必要に応じて業務執行理事会を開いて会務について協議する。業務執行理事会は理事長及び副理事長で構成し、理事長が招集し、その議長となる。

(特任理事の指名)

第5条 理事長は、必要と認めたときに、正会員の中から医学会が直面する重要な課題に対処するため特任理事を指名することができる。

- 2 理事長は、前項の特任理事を指名したときは、理事会に報告し承認を得なければならない。
- 3 特任理事の任期は1年を超えないものとするが、理事会の同意を得て再任することができる。
- 4 特任理事は、理事長の命を受けてその任務を遂行する他、理事長の要請によって理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、理事会の議決に加わることはできない。

(学術集会会長候補の選出)

第6条 学術集会会長は、学術集会時の理事会において4年先の学術集会の会長として理事会が推薦する者を選出し、社員総会に推薦するものとする。

- 2 理事2名の推薦得て立候補した者を候補者とする。候補者が複数の時は次の手続きで選挙を行う。候補者が単数の場合はその候補者をもって理事会が推薦する者とする。
- 3 立候補の期間は、理事会が決定し本医学会ホームページで公示する。
- 4 選挙を行う場合は以下の手続きによる。
  - (1) 出席の理事(業務執行理事を含む)全員による単記無記名投票を行う。
  - (2) 開票は事務局長及び事務局員が行い、監事が立会人となる。開票結果は事務局長が議長に報告し、議長から理事会に報告する。
  - (3) 当選者の決定方法は第2条第5項の手続きに準ずる。

(学術集会幹事の選出)

第7条 学術集会関連業務の円滑な運営をはかるため、学術集会幹事若干名を置くことができる。

- 2 学術集会幹事は、理事会の議を経て理事長が任命する。
- 3 学術集会幹事の任期は、学術集会会計報告終了までとする。
- 4 学術集会幹事は、理事長の要請によって理事会に出席することができる。

(事務局幹事の選出)

第8条 本医学会事務局の日常の業務の円滑な運営を図るため、事務局幹事3名以内を置くことができる。

- 2 事務局幹事は、理事長が指名し、理事会の承認を得るものとする。
- 3 事務局幹事の任期は指名した理事長の任期と同一とし、再任することができる。
- 4 事務局幹事は、業務執行理事会及び理事会に出席し意見を述べるることができる。

附 則

本内規は、平成2年12月8日より施行する。

平成6年7月28日より施行する。

平成25年3月15日より施行する。

平成27年4月25日より施行する。

平成28年11月19日より施行し、平成28年7月23日より適用する。

平成29年3月18日より施行する。

平成29年6月7日より施行する。

平成29年9月11日より施行する。

令和6年7月27日より施行する。